

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策としての就学援助について

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響等で、失業、収入減少といった経済状況の悪化があった方について、教育委員会の認定を受けた場合には、令和3年度に限り、申請があった月からを認定期間とし、援助を行います。

■ 援助をうけることができる方

新型コロナウイルス感染症の影響等により世帯の収入が著しく減少した世帯

■ 提出書類(2点)

① 令和3年度 要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書 兼 承諾書

② 失業、収入減少対象者の書類

イ) 雇用保険の受給資格者証または離職票・・・給与所得者で、失業の場合

ロ) 直近3ヶ月の給与明細書 ……………給与所得者で、収入減少の場合

ハ) 収入明細書 ……………個人事業主で、失業または収入減少の場合

※必要に応じ、別途書類の提出をお願いすることがあります。

■ 提出先

新型コロナウイルス感染症対策としての就学援助については、学校教育課(市役所4階)に提出してください。

■ 認定月

申請があった月(令和3年度のみに対応)

■ 認定後の対応

・必要に応じて所得状況等の調査をさせていただくことがあります。再就職した場合や収入が回復した場合など、ご家庭の経済状況が好転した際には、別途、指定する用紙を提出してください。

問い合わせ先 学校教育課 学校支援係 (0574)62-1111 内線2413
--